

会員に関する規程

(正会員)

第1条 正会員は公益社団法人上秋津愛郷会定款に基づき、理事会の承認を得て正会員になることができる。正会員は田辺市上秋津地区に在住する者とする。

2 昭和32年に村有財産を公共のために活用することに同意した世帯は、その世帯の代表者一名が会員の資格を有することが出来る。

(準会員)

第2条 理事会は、この法人を積極的に支援する者を準会員と認めることができる。

準会員は居住する場所を問わない。

(入会)

第3条 地域に功労があり、総会又は理事会で推薦された者は正会員になることができる。

2 村有財産を公共のために活用することに同意した正会員の家族が地区内で新しい世帯となった場合、あるいは地区内においてその正会員の主な遺産相続人となった世帯の代表者は正会員になることができる。

(功労があるとは 町内会役員や地域の主要な社会活動団体の長、もしくはその団体の役員を長年務めた者等とする。)

(再入会)

第4条 上秋津地区外に転出した元正会員が再び地区内に居住を始めた場合、再加入ができる。

2 除名等により会員資格を喪失した者は、資格喪失後10年間は再入会を認めないこととする。

(除名)

第5条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員を除名することができる。

- 1 暴力団員であることが判明した場合
- 2 理事に対して恐喝又は圧力をかけ、理事会運営に支障が出た場合
- 3 当該法人を利用して、自己の利益に結びつけようとする行為が認められた場合
- 4 その他、当該法人の運営に著しく支障を与える行為が認められた場合

(入会申込及び退会届)

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得た後、会員となるものとする。

2 退会する者は、理事会の定める退会届を提出する。